

川崎市若年性認知症支援コーディネーター事業実施業務委託 受託予定者の選定基準

川崎市若年性認知症支援コーディネーター事業実施業務受託予定者については、次の基準により選定するものとする。

1 本事業の理解度について

本事業の背景や目的及び必要性を考慮した上で、現在の認知症業務の実績からこの事業を実施するにあたり十分か。

2 実施体制・委託費の用途について

- (1) 仕様書の業務を実施するにあたり、どのような実施体制とするか。既存事業への影響、個人情報の取扱いなど管理体制は十分かどうか。
- (2) 仕様書の業務を実現するため、見積金額の内訳について経費が適切か。

3 若年性認知症支援コーディネーターの人材と支援体制について

- (1) 仕様書に記載してある若年性認知症支援コーディネーターを配置予定としているか。また、若年性認知症に関する知識や経験はあるか。
- (2) 配置予定者の活動実績等を考慮し、本市若年性認知症支援コーディネーターとしてどのような効果が望めるか。
- (3) 仕様書から求められている業務に対し、若年性認知症支援コーディネーターが業務を円滑に遂行できるよう、どのような支援ができるか。

4 個別相談事業について

提案者が考案する若年性認知症支援コーディネーターの支援内容が若年性認知症本人及び家族等の支援としてどのように対応するか、具体的に記載されているか。

5 研修企画及び普及啓発事業について

- (1) 普及啓発の企画内容及び運営方法が具体的かつ実現可能であるか。
- (2) 研修の実施について、企画内容等は具体的かつ実現可能であるか。

6 若年性認知症支援ネットワークの構築について

- (1) 行政、福祉、医療、介護、就労の分野において、過去に連携して事業を実施した経験があり、今後も連携可能かどうか。
- (2) 早期からの相談支援につなげるために認知症疾患医療センター等と連携を取れる体制と実績があり、今後も連携可能かどうか。

7 その他

プレゼンテーションにおいて上記以外の市内若年性認知症本人及び家族等のために具体的かつ実現可能であるか。また本市の事業目的に沿った提案内容となっており、事業実績を高めるために有効なものであるか。

評価採点の考え方

1 各項目と配点比率

項目	配点
1 本事業の理解度について	10点
本事業の背景や目的及び必要性を考慮した上で、現在の認知症業務の実績からこの事業を実施するにあたり十分か。	10点
2 実施体制・委託費の用途について	15点
ア 仕様書の業務を実施するにあたり、どのような実施体制とするか。既存事業への影響、個人情報の取扱いなど管理体制は十分かどうか。	10点
イ 仕様書の業務を実現するため、見積金額の内訳について経費が適切か。	5点
3 若年性認知症支援コーディネーターの人材と支援体制について	15点
(1) 仕様書に記載してある若年性認知症支援コーディネーターを配置予定としているか。また、若年性認知症に関する知識や経験はあるか。	5点
(2) 配置予定者の活動実績等を考慮し、本市若年性認知症支援コーディネーターとしてどのような効果が望めるか。	5点
(3) 仕様書から求められている業務に対し、若年性認知症支援コーディネーターが業務を円滑に遂行できるよう、どのような支援ができるか。	5点
4 個別相談事業について	15点
提案者が考案する若年性認知症支援コーディネーターの支援内容が若年性認知症本人及び家族等の支援として、具体的に記載されているか。	15点
5 研修企画及び普及啓発事業について	10点
(1) 普及啓発の企画内容及び運営方法が具体的かつ実現可能であるか。	5点
(2) 研修の実施について、企画内容等は具体的かつ実現可能であるか。	5点
6 若年性認知症支援ネットワークの構築について（重点項目）	25点
(1) 行政、医療、福祉、介護、就労の分野において、過去に連携して事業を実施した経験があり、今後も連携可能かどうか。	10点
(2) 認知症疾患医療センターとの連携体制について	15点
7 その他	10点
プレゼンテーションにおいて上記以外の市内若年性認知症本人及び家族等のために積極的な提案があるか	10点
合計	100点

2 各配点の考え方

(1) 配点が5点の項目

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

(2) 配点が10点の項目

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	10	8	6	4	2	0

(3) 配点が15点の項目

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	15	12	9	6	3	0

3 採点結果

(1) 配点

1出席委員あたり100点を持ち点とし、出席委員数×100点を総合計点とする。

なお、各委員は、評価採点で同点の場合も、各業者の順位を表示すること。

(2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が50点以上とする。

4 選定方法

(1) 提案者が2業者以下の場合

基準点を満たした場合、受託予定者とする。

(2) 応募法人が複数の場合

最高得点応募法人を2法人を受託予定者とする。総得点と同点の場合、重点項目の合計得点が高い応募法人を受託予定者とする。さらに重点項目の合計得点と同点の場合、くじ引きによるものとする。